

平成25年度

文化振興補助金事業

評価表

[単位：千円、人]

1 事務事業の位置付け (Plan)						
所管部課名	教育委員会 文化課		担当者	園田		
根拠法令等						
事業の種類	<input checked="" type="checkbox"/> ソフト事業 <input type="checkbox"/> 建設・整備事業 <input type="checkbox"/> 施設管理 <input type="checkbox"/> 内部管理					
政策	地域の特色を活かした教育・文化のまちづくり		施策	地域文化の保存・継承		
			小施策	文化活動の推進		
一体化躍動プラン	交流活力創出（都市ブランド力向上）プロジェクト					
重点施策	地域の歴史・伝統文化の保存・継承と新たな文化を創出・育成するまちづくり					
予算科目等	会計	一般会計				
	款	教育費	項	社会教育費	目 文化振興費	
	事項	文化振興事業費		細事項	文化振興事業費	
2 事務事業の実施 (Do)						
事業の内容	概要	文化・芸術的なイベントの主催者等に補助金を支出し、市民に優れた芸術等を鑑賞する機会を提供するなど、本市の文化振興を図る。				
	対象（誰を、何を対象とする事業か）	（公財）薩摩川内市民まちづくり公社、薩摩川内市文化協会、薩摩川内市少年少女合唱団、国際青少年音楽祭実行委員会				
	手段（市がどのような活動をするか）	補助金を支給する。				
	意図（どのような目的で事業を行うか）	イベント主催者等に市民に優れた芸術等を提供する機会を提供させる。				
	事業開始年度	各補助金毎に異なる。				
	活動指標	指標名		目標値	目標年度	
	成果指標	補助件数		4件	—	
経費及び指標の推移	項目	平成23年度 決算額	平成24年度 決算額	平成25年度 予算額	平成26年度 見込額	平成27年度 見込額
	事務事業費	11,643	7,907	7,227	7,227	7,227
	補助金	11,643	7,907	7,227	7,227	7,227
	市民まちづくり公社 文化事業推進補助金	8,000	4,264	4,000	4,000	4,000
	文化協会運営補助金	1,600	1,600	1,550	1,550	1,550
	少年少女合唱団 運営補助金	243	243	57	57	57
	国際青少年音楽 祭開催事業補助	1,800	1,800	1,620	1,620	1,620
	財源内訳					
	国・県支出金					
	その他					
	一般財源	11,643	7,907	7,227	7,227	7,227
	要員配置状況	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
	職員					
	嘱託員					
	臨時職員等					
活動実績・計画 成果指標の推移	4件	4件	4件	4件	4件	
特筆すべき事項等	特になし。					

3 事務事業の視点別評価 (Check)	
妥当性	対象・手段の妥当性 <input checked="" type="checkbox"/> 妥当である <input type="checkbox"/> 改善の余地はある <input type="checkbox"/> 妥当ではない (上記選択の理由) 別紙、各補助金等評価表の結果から判断した。
	市が関与すべき妥当性 <input checked="" type="checkbox"/> 市が関与すべき <input type="checkbox"/> 民間でも可能 <input type="checkbox"/> 民間で実施すべき (上記選択の理由) 別紙、各補助金等評価表の結果から判断した。
効率性	事業費の削減余地 <input type="checkbox"/> 削減の余地がある <input checked="" type="checkbox"/> 削減の余地はない (上記選択の理由) 別紙、各補助金等評価表の結果から判断した。
	要員配置の削減余地 <input type="checkbox"/> 削減の余地がある <input checked="" type="checkbox"/> 削減の余地はない (上記選択の理由) 最低限の要員で実施しており、削減の余地はない。
有効性	成果の達成度 <input type="checkbox"/> 達成度はかなり高い <input checked="" type="checkbox"/> 達成度はやや高い <input type="checkbox"/> 達成度は低い (上記選択の理由) 別紙、各補助金等評価表の結果から判断した。
	成果の向上余地 <input type="checkbox"/> 余地がかなりある <input checked="" type="checkbox"/> 余地がある程度ある <input type="checkbox"/> 余地はほとんどない (上記選択の理由) 別紙、各補助金等評価表の結果から判断した。
4 事務事業の改革・改善の方向性 (Action)	
内部評価(一次)結果	今後の改革の方向性 <input checked="" type="checkbox"/> 現状のまま継続 <input type="checkbox"/> 見直しの上で継続⇒今後の方向性 <input type="checkbox"/> 拡大 <input type="checkbox"/> 他の事業と統合 <input type="checkbox"/> 手段の改善 <input type="checkbox"/> 移管 <input type="checkbox"/> 縮小 <input type="checkbox"/> 休止 <input type="checkbox"/> 廃止
	上記方向の理由 別紙、各補助金等評価表の結果から判断した。
	改革・改善の内容とそれを実施していくための手段・計画 特になし。

外部評価(二次)結果	事務事業の視点別評価 妥当性 ⇒ <input type="checkbox"/> 高い <input type="checkbox"/> 低い 効率性 ⇒ <input type="checkbox"/> 高い <input type="checkbox"/> 低い 有効性 ⇒ <input type="checkbox"/> 高い <input type="checkbox"/> 低い
	今後の改革の方向性 <input type="checkbox"/> 現状のまま継続 <input type="checkbox"/> 見直しの上で継続⇒今後の方向性 <input type="checkbox"/> 拡大 <input type="checkbox"/> 他の事業と統合 <input type="checkbox"/> 手段の改善 <input type="checkbox"/> 移管 <input type="checkbox"/> 縮小 <input type="checkbox"/> 休止 <input type="checkbox"/> 廃止
	まとめ(補助金等評価を含む。)

所管部課名	教育委員会 文化課		担当者	園田				
事務事業名	文化振興補助金事業							
根拠法令	薩摩川内市教育委員会関係補助金及び市民まちづくり公社文化事業推進補助金交付要領							
補助経過年数	6年以上10年以下							
平成25年度 予算額	国県支出金		その他		一般財源		その他の内容	
	4,000 千円		千円		千円		4,000 千円	
	指標名			目標値		目標年度		
成果指標①	イベントの開催回数			1回		-		
成果指標②	観覧者の数			1,200人		-		
補助対象者	(公財) 薩摩川内市民まちづくり公社							
補助対象経費	報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費							
補助対象事業・活動の内容	川内文化ホール、入来文化ホールを活用した芸術文化事業							
	分類	<input type="checkbox"/> 運営補助のみ <input checked="" type="checkbox"/> 事業補助のみ <input type="checkbox"/> 運営補助と事業補助の両方 <input type="checkbox"/> その他						
補助金額又は補助率	予算で定める額以内の補助対象経費の合計額							
補助金額又は補助率の積算方法	事業の計画に基づき積算							
補助を受ける事業(団体)等の 過去3カ年の決算状況	項目	平成22年度		平成23年度		平成24年度		
		金額(円)	割合(%)	金額(円)	割合(%)	金額(円)	割合(%)	
	収入	自己資金	13,110,800	60.5%	6,984,758	46.6%	9,309,100	68.6%
		会費収入		0.0%		0.0%		0.0%
		事業収入	13,110,800	60.5%	6,814,600	45.5%	9,309,100	68.6%
		寄付金・その他助成		0.0%	170,158	1.1%		0.0%
		市補助金	8,548,294	39.5%	8,000,000	53.4%	4,263,519	31.4%
				0.0%		0.0%		0.0%
		(前年度繰越金)		0.0%		0.0%		0.0%
	計	21,659,094	100.0%	14,984,758	100.0%	13,572,619	100.0%	
	支出	事業費	21,659,094	100.0%	14,984,758	100.0%	13,572,619	100.0%
		人件費		0.0%		0.0%		0.0%
		その他事務費		0.0%		0.0%		0.0%
				0.0%		0.0%		0.0%
				0.0%		0.0%		0.0%
				0.0%		0.0%		0.0%
		(翌年度繰越金)		0.0%		0.0%		0.0%
計	21,659,094	100.0%	14,984,758	100.0%	13,572,619	100.0%		
支出計/前年度支出計			69.2%		90.6%			
自己資金/前年度自己資金			53.3%		133.3%			
翌年度繰越金/市補助金	0.0%		0.0%		0.0%			
交付件数	1件		1件		1件			
成果指標の推移①	5回		3回		2回			
成果指標の推移②	3,567人		2,271人		1,749人			
特記すべき事項等	① 市ホームページやFMさつませんだいを活用し広く広報活動を行なった。 ② 該当なし ③ 該当なし ④ 該当なし ⑤ 新聞チラシ、ホームページ、広報誌、ラジオ等 ⑥ まちづくり公社が実施主体であるが妥当であるとする。 ⑦ 該当なし							

〈補助金の視点別評価〉

【主管課評価・・・A=合致、B=概ね合致、C=合致しない】

要件	項目	主管課	評価した内容についての説明 (合致しない理由や課題を含む)
公益性	補助の対象となる事業又は補助を受ける団体等の活動が、直接又は間接に、不特定多数の市民の福祉の向上及び利益の増進に寄与している。	A	芸術性の高いアーティストを招聘し、市民が安価な価格で質の高い公演を鑑賞できるなど、市民の文化芸術の振興に寄与している。
必要性	次のいずれかに該当するものである。	A	薩摩川内市民まちづくり公社は、芸術・文化・スポーツ等の振興を図ることで市民福祉の向上を図ることを目的としている。
	① 特定の目標・成果の達成に向けて、一定の団体等に一定の補助を行うことが直ちに必要であると認められる。		
有効性	② 社会的弱者の救済、地域的ハンディの克服等の観点から、当面、補助を通じた行政の支援が必要であると認められる。	B	観覧者数（入館者数）は市民の文化的ニーズを測るためには、最も適切な指標である。（1イベントあたりの観覧者数）
	達成しようとする目標・成果が市民ニーズに合致しており、かつ、その目標・成果の達成に向けて、適切な効果を生じている。（その目標・成果を測るための適当な効果指標の設定がなされている。）		
適格性及び妥当性	① 補助の対象となる事業について、行政が直接実施するよりも、行政以外の者が行う方が適当であると明確に認められる。	A	薩摩川内市民まちづくり公社は、芸術・文化・スポーツ等の振興を図ることで市民福祉の向上を図ることを目的としている。
	② 補助率又は補助額が、明確な根拠によって積算されたものであり、かつ、社会経済情勢に照らし、著しく妥当性を欠く水準とはなっていない。（交付要綱の補助基準）	B	チケット収入が増えるなど、収入が支出を上回る場合は、市へ補助金を返納することとなっている。
	③ 補助を受ける団体等の活動状況等に照らし合わせて、自助努力がみられるなど、明らかに半永続的・固定的な補助にはならないと見込まれる。	B	芸術性が高く、かつ、市民が興味を持つようなアーティストを、他市の文化ホールと連携をとり、安価な価格で招聘している。
	④ 当該補助事業以外にその団体が行う活動の状況においても一定の公益性が認められる。	A	当該団体は公益財団法人であり指定管理者として、川内文化ホール等、文化施設やスポーツ施設を管理している。
	⑤ 特定の目標・成果の達成に向けて、当該補助金等の交付以外に適当な政策手段がないか、又は当該補助金等の交付が最も妥当な政策手段であると明確に認められる。	B	会場（川内文化ホール）を管理する団体であり、チケット販売など手掛ける当該団体への補助金交付が妥当であると考えられる。
	⑥ 補助の対象となる経費が、明確に規定され、その内容は補助目的に照らし、公費を充てるものとして、著しく妥当性を欠くものとはなっていない。	A	市民まちづくり公社文化事業推進補助金交付要領に明記されており、市民が安価な価格で質の高い公演を鑑賞できるなど、市民の文化芸術の振興に寄与しているため、公費を充てるものとして妥当である。

〈補助金の見直し結果〉

内部評価（一次）結果	今後の改革の方向性 <input checked="" type="checkbox"/> 現状のまま継続 <input type="checkbox"/> 見直しの上で継続⇒今後の方向性 <input type="checkbox"/> 拡大 <input type="checkbox"/> 他の補助金と統合 <input type="checkbox"/> 補助内容の改善 <input type="checkbox"/> 休止 <input type="checkbox"/> 移管 <input type="checkbox"/> 縮小 <input type="checkbox"/> 廃止
	上記方向の理由 文化芸能等のイベントを開催するに当たり、早期に計画的に取り組んで実施していただいております、文化振興の向上に大きく寄与していると思われる。
	改革・改善の内容とそれを実施していくための手段・計画 今後も予算内で市民のニーズを把握し、継続的開催する。

市民まちづくり公社文化事業推進補助金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、薩摩川内市補助金等交付規則（平成16年薩摩川内市規則第67号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、及び薩摩川内市補助金等基本条例（平成18年薩摩川内市条例第40号。以下「条例」という。）を実施するため、薩摩川内市教育委員会関係補助金等交付要綱（平成19年薩摩川内市告示第 号）第2条の表に掲げる市民まちづくり公社文化事業推進補助金に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助事業等の要件)

第2条 市民まちづくり公社文化事業推進補助金に係る補助事業等は、次の各号に定める要件を満たすものでなければならない。

- (1) 川内文化ホール及び入来文化ホールを活用した芸術文化事業を行うことで市民への文化事業の鑑賞の機会を提供し市民文化の高揚を図るものであること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、特に必要と認められる場合。

(補助金の額)

第3条 市民まちづくり公社文化事業推進補助金の額は、次条に定める経費の合計額（その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とし、予算で定める額以内とする。

(補助対象経費)

第4条 市民まちづくり公社文化事業推進補助金は、次の各号に掲げる市民の文化鑑賞の機会の提供に要する経費について交付する。

- (1) 報償費
- (2) 旅 費
- (3) 需用費
- (4) 役務費
- (5) 委託料
- (6) 使用料及び賃借料
- (7) 備品購入費
- (8) 前各号に掲げるもののほか、特に必要であると認められる経費についてはこの限りではない。

(交付の申請)

第5条 市民まちづくり公社文化事業推進補助金の交付の申請に係る、規則第5条の市長が別に指定する日は、毎年4月30日とする。

2 市民まちづくり公社文化事業推進補助金の交付の申請に係る、規則第5条第3号の市長が必要と認める書類は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 会 則
- (2) 役員名簿
- (3) 前2号に掲げるもののほか、特に必要であると認められる書類。

(交付の基準)

第6条 市民まちづくり公社文化事業推進補助金の交付の決定は、次の各号のいずれかに該当する場合には、これを行わない。

(1) 当該補助事業等が第2条の要件を満たさない場合

(2) 前号に掲げるもののほか、当該申請者に市民まちづくり公社文化事業推進補助金を交付することが適当でないと認められる場合

(実績報告)

第7条 市民まちづくり公社文化事業推進補助金の実績報告は、規則第15条に定めた書類によりおこなうものとする。

(効果の測定)

第8条 市民まちづくり公社文化事業推進補助金の効果(条例第4条第2項第1号の効果をいう。)は、芸術文化事業の開催及びその参加者数を用いて測定するものとする。

(補助事業者等の責務)

第9条 市民まちづくり公社文化事業推進補助金の交付を受けた補助事業者等は、本市の文化教育施策の円滑な実施に積極的に協力するよう努めるものとする。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、教育部長が別に定める

附 則

1 この要領は、平成19年4月1日より施行する。

2 市民まちづくり公社文化事業推進補助金に係る条例第4条第1項の規定による見直しについては、平成21年度において検討を行い、その結果に基づいて、平成22年度において所要の措置を講ずるものとする。

所管部課名	教育委員会 文化課	担当者	園田					
事務事業名	文化振興補助金事業							
根拠法令	薩摩川内市教育委員会関係補助金及び文化協会運営補助金交付要領							
補助経過年数	21年以上							
平成25年度 予算額	1,550千円	国県支出金 千円	その他 千円	一般財源 1,550千円	その他の内容			
	指標名		目標値	目標年度				
成果指標①	本市文化協会運営に係る活動件数		14回	-				
成果指標②	-		-	-				
補助対象者	薩摩川内市文化協会							
補助対象経費	報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費							
補助対象事業・活動の内容	<ul style="list-style-type: none"> 本市文化協会の運営を円滑に行なうことを目的とした会議等 地域相互の連携や、交流を図るとともに、文化意識の高揚を図ることを目的としたイベントや視察 							
	分類	<input type="checkbox"/> 運営補助のみ <input type="checkbox"/> 事業補助のみ <input checked="" type="checkbox"/> 運営補助と事業補助の両方 <input type="checkbox"/> その他						
補助金額又は補助率	予算で定める額以内の補助対象経費の合計額							
補助金額又は補助率の積算方法	事業の計画に基づき積算							
補助を受ける事業（団体）等の 過去3カ年の決算状況	項目	平成22年度		平成23年度		平成24年度		
		金額（円）	割合（%）	金額（円）	割合（%）	金額（円）	割合（%）	
	収入	自己資金	390,094	18.3%	390,051	19.1%	392,522	17.5%
		会費収入	390,000	18.3%	390,000	19.1%	390,000	17.4%
		事業収入		0.0%		0.0%		0.0%
		寄付金・その他助成	94	0.0%	51	0.0%	2,522	0.1%
		市補助金	1,600,000	74.9%	1,600,000	78.2%	1,600,000	71.4%
				0.0%		0.0%		0.0%
		（前年度繰越金）	146,706	6.9%	55,908	2.7%	249,593	11.1%
	計	2,136,800	100.0%	2,045,959	100.0%	2,242,115	100.0%	
	支出	事業費	2,080,892	97.4%	1,796,366	87.8%	2,215,415	98.8%
		人件費		0.0%		0.0%		0.0%
		その他事務費		0.0%		0.0%		0.0%
				0.0%		0.0%		0.0%
				0.0%		0.0%		0.0%
				0.0%		0.0%		0.0%
		（翌年度繰越金）	55,908	2.6%	249,593	12.2%	26,700	1.2%
計	2,136,800	100.0%	2,045,959	100.0%	2,242,115	100.0%		
支出計/前年度支出計				95.7%		109.6%		
自己資金/前年度自己資金				100.0%		100.6%		
翌年度繰越金/市補助金		3.5%		15.6%		1.7%		
交付件数		1件		1件		1件		
成果指標の推移①		10回		14回		14回		
成果指標の推移②		-		-		-		
特記すべき事項等	① 平成27年度 国民文化祭開催に向け新たな組織作りや構想に向けた取組みを行った。 ② 該当なし ③ 該当なし ④ 該当なし ⑤ 該当なし ⑥ 現行のとおり継続すべき事業であるとする。 ⑦ 該当なし							

〈補助金の視点別評価〉

【主管課評価・・・A=合致、B=概ね合致、C=合致しない】

要件	項目	主管課	評価した内容についての説明 (合致しない理由や課題を含む)
公益性	補助の対象となる事業又は補助を受ける団体等の活動が、直接又は間接に、不特定多数の市民の福祉の向上及び利益の増進に寄与している。	A	本市の主催するイベント（春の芸能祭）を当該団体が受託して事業を実施するなど公益性の高い団体である。
必要性	次のいずれかに該当するものである。	A	地域間の文化交流や、地域の文化祭等において企画やアイデアを提供するなど、市民の文化意識の高揚のためにも必要性が高い。
	① 特定の目標・成果の達成に向けて、一定の団体等に一定の補助を行うことが直ちに必要であると認められる。		
有効性	② 社会的弱者の救済、地域的ハンディの克服等の観点から、当面、補助を通じた行政の支援が必要であると認められる。	B	当該団体は、市内9地域にそれぞれ設立されている文化協会を総括する団体であるが、それぞれの文化活動に対する温度差などを解消する上でも、定期的な会議やイベントの開催は必要不可欠である。
	達成しようとする目標・成果が市民ニーズに合致しており、かつ、その目標・成果の達成に向けて、適切な効果を生じている。（その目標・成果を測るための適当な効果指標の設定がなされている。）		
適格性及び妥当性	① 補助の対象となる事業について、行政が直接実施するよりも、行政以外の者が行う方が適当であると明確に認められる。	A	薩摩川内市内には多くの文化団体が存在するが、種目や団体数が多く、当該団体が取りまとめて、情報の収集や提供を行うほうが効率が良い。
	② 補助率又は補助額が、明確な根拠によって積算されたものであり、かつ、社会経済情勢に照らし、著しく妥当性を欠く水準とはなっていない。（交付要綱の補助基準）	B	各地域の文化協会に配分される文化事業費等、妥当なものであると考える。
	③ 補助を受ける団体等の活動状況等に照らし合わせて、自助努力がみられるなど、明らかに半永続的・固定的な補助にはならないと見込まれる。	B	平成25年度から補助額を減額した。今後も段階的に見直していくことを検討する。
	④ 当該補助事業以外にその団体が行う活動の状況においても一定の公益性が認められる。	B	春の芸能祭の企画運営や国民文化祭に向け積極的な取組みを展開している。
	⑤ 特定の目標・成果の達成に向けて、当該補助金等の交付以外に適当な政策手段がないか、又は当該補助金等の交付が最も妥当な政策手段であると明確に認められる。	A	本市の文化団体を統括する団体であり、当該団体への補助金交付が妥当であると考える。
	⑥ 補助の対象となる経費が、明確に規定され、その内容は補助目的に照らし、公費を充てるものとして、著しく妥当性を欠くものとはなっていない。	A	文化協会運営補助金交付要領に明記されており、市民の文化活動への参加や、文化芸術を鑑賞する機会に寄与しているため、公費を充てるものとして妥当である。

〈補助金の見直し結果〉

内部評価（二次）結果	今後の改革の方向性 <input checked="" type="checkbox"/> 現状のまま継続 <input type="checkbox"/> 見直しの上で継続⇒今後の方向性 <input type="checkbox"/> 拡大 <input type="checkbox"/> 他の補助金と統合 <input type="checkbox"/> 補助内容の改善 <input type="checkbox"/> 休止 <input type="checkbox"/> 移管 <input type="checkbox"/> 縮小 <input type="checkbox"/> 廃止
	上記方向の理由 各地域の文化協会等が結集して、地域の文化振興等の向上を図るとともに、近隣地域との文化交流等を推進するために必要と考えております。
	改革・改善の内容とそれを実施していくための手段・計画 国民文化祭鹿児島2015薩摩川内市実行委員会とともに市民へ開催等の周知広報を図る。 さらに、会員募集を図り、組織体制づくりに努める。

文化協会運営補助金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、薩摩川内市補助金等交付規則（平成16年薩摩川内市規則第67号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、及び薩摩川内市補助金等基本条例（平成18年薩摩川内市条例第40号。以下「条例」という。）を実施するため、薩摩川内市教育委員会関係補助金等交付要綱（平成19年薩摩川内市告示第 号）第2条の表に掲げる文化協会運営補助金に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助事業等の要件)

第2条 文化協会運営補助金に係る補助事業等は、次の各号に定める要件を満たすものでなければならない。

- (1) 薩摩川内市文化協会の運営を円滑に行うために、協会維持等に必要なものであること。
- (2) 薩摩川内市文化協会が作成した事業計画に基づき、各種事業を実施するもので、地域相互の連携や、交流を図るとともに、文化意識の高揚を図るものであること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、特に必要と認められる場合。

(補助金の額)

第3条 文化協会運営補助金の額は、次条に定める経費の合計額（その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とし、予算で定める額以内とする。

(補助対象経費)

第4条 文化協会運営補助金は、次の各号に掲げる経費について交付する。

- (1) 報償費
- (2) 旅費
- (3) 需用費
- (4) 役務費
- (5) 委託料
- (6) 使用料及び賃借料
- (7) 備品購入費
- (8) 前各号に掲げるもののほか、特に必要であると認められる経費についてはこの限りではない。

(交付の申請)

第5条 文化協会運営補助金の交付の申請に係る、規則第5条の市長が別に指定する日は、毎年4月30日とする。

2 文化協会運営補助金の交付の申請に係る、規則第5条第3号の市長が必要と認める書類は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 会 則

(2) 役員名簿

(3) 前2号に掲げるもののほか、特に必要であると認められる書類。

(交付の基準)

第6条 文化協会運営補助金の交付の決定は、次の各号のいずれかに該当する場合には、これを行わない。

(1) 当該補助事業等が第2条の要件を満たさない場合

(2) 前号に掲げるもののほか、当該申請者に文化協会運営補助金を交付することが適当でないと認められる場合

(実績報告)

第7条 文化協会運営補助金の実績報告は、規則第15条に定めた書類により行うものとする。

(効果の測定)

第8条 文化協会運営補助金の効果（条例第4条第2項第1号の効果をいう。）は、補助事業等の項目及び内容並びにその実施による成果等を用いて測定するものとする。

(補助事業者等の責務)

第9条 文化協会運営補助金の交付を受けた補助事業者等は、本市の文化教育施策の円滑な実施に積極的に協力するよう努めるものとする。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、教育部長が別に定める

附 則

1 この要領は、平成19年4月1日より施行する。

2 文化協会運営補助金に係る条例第4条第1項の規定による見直しについては、平成21年度において検討を行い、その結果に基づいて、平成22年度において所要の措置を講ずるものとする。

所管部課名	教育委員会 文化課		担当者	園田					
事務事業名	文化振興補助金事業								
根拠法令	薩摩川内市教育委員会関係補助金及び少年少女合唱団運営補助金交付要領								
補助経過年数	21年以上								
平成25年度 予算額	57千円		国県支出金	その他	一般財源	その他の内容			
			千円	千円	57千円				
	指標名			目標値	目標年度				
成果指標①	発表会開催回数			10回	-				
成果指標②	演奏技術向上のための活動数（練習等）			40回	-				
補助対象者	薩摩川内市少年少女合唱団								
補助対象経費	演奏技術向上に要する講師招聘謝金及び旅費、消耗品、印刷製本費、会場借用に要する使用料等経費								
補助対象事業・活動の内容	合唱団の演奏技術向上並びに活動の拡充を図るもの。								
	分類	<input checked="" type="checkbox"/> 運営補助のみ <input type="checkbox"/> 事業補助のみ <input type="checkbox"/> 運営補助と事業補助の両方 <input type="checkbox"/> その他							
補助金額又は補助率	予算で定める額以内の補助対象経費の合計額								
補助金額又は補助率の積算方法	事業の計画に基づき積算								
補助を受ける事業（団体）等の 過去3カ年の決算状況	項目		平成22年度		平成23年度		平成24年度		
			金額（円）	割合（%）	金額（円）	割合（%）	金額（円）	割合（%）	
	収入	自己資金		349,714	43.3%	634,074	58.1%	569,187	57.0%
		会費収入		300,000	37.1%	514,000	47.1%	464,000	46.5%
		事業収入			0.0%		0.0%		0.0%
		寄付金・その他助成		49,714	6.1%	120,074	11.0%	105,187	10.5%
		市補助金		243,000	30.1%	243,000	22.3%	243,000	24.4%
					0.0%		0.0%		0.0%
		（前年度繰越金）		215,727	26.7%	213,924	19.6%	185,514	18.6%
	計		808,441	100.0%	1,090,998	100.0%	997,701	100.0%	
	支出	事業費		594,517	73.5%	905,484	83.0%	827,875	83.0%
		人件費			0.0%		0.0%		0.0%
		その他事務費			0.0%		0.0%		0.0%
					0.0%		0.0%		0.0%
					0.0%		0.0%		0.0%
			0.0%		0.0%		0.0%		
（翌年度繰越金）		213,924	26.5%	185,514	17.0%	169,826	17.0%		
計		808,441	100.0%	1,090,998	100.0%	997,701	100.0%		
支出計/前年度支出計					135.0%		91.4%		
自己資金/前年度自己資金					181.3%		89.8%		
翌年度繰越金/市補助金			88.0%		76.3%		69.9%		
交付件数			1件		1件		1件		
成果指標の推移①			8回		10回		8回		
成果指標の推移②			35回		36回		38回		
特記すべき事項等	① 該当なし ② 該当なし ③ 該当なし ④ 該当なし ⑤ 該当なし ⑥ 現行のとおり継続すべき事業であるとする。 ⑦ 該当なし								

〈補助金の視点別評価〉

【主管課評価・・・A=合致、B=概ね合致、C=合致しない】

要件	項目	主管課	評価した内容についての説明 (合致しない理由や課題を含む)
公益性	補助の対象となる事業又は補助を受ける団体等の活動が、直接又は間接に、不特定多数の市民の福祉の向上及び利益の増進に寄与している。	A	各種イベントの出演や、定期演奏会を開催し、市民の文化芸術の振興に寄与している。
必要性	次のいずれかに該当するものである。	A	市を代表する合唱団であり、市民の音楽文化への意識高揚と音楽の水準の向上を図るための事業実施に必要である。
	① 特定の目標・成果の達成に向けて、一定の団体等に一定の補助を行うことが直ちに必要であると認められる。		
	② 社会的弱者の救済、地域的ハンディの克服等の観点から、当面、補助を通じた行政の支援が必要であると認められる。		
有効性	達成しようとする目標・成果が市民ニーズに合致しており、かつ、その目標・成果の達成に向けて、適切な効果を生じている。(その目標・成果を測るための適当な効果指標の設定がなされている。)	A	成果の指標として発表会の回数を活動の指標として練習の回数を用いて測定する設定がなされている。
適格性及び妥当性	① 補助の対象となる事業について、行政が直接実施するよりも、行政以外の者が行う方が適当であると明確に認められる。	A	行政が直接実施すると、コスト(人件費)を要し、かつ、行政に専門的知識を有するものがない。
	② 補助率又は補助額が、明確な根拠によって積算されたものであり、かつ、社会経済情勢に照らし、著しく妥当性を欠く水準とはなっていない。(交付要綱の補助基準)	B	交付要綱等に基づいており、補助金は全て補助対象経費に充てられており妥当である。
	③ 補助を受ける団体等の活動状況等に照らし合わせて、自助努力がみられるなど、明らかに半永続的・固定的な補助にはならないと見込まれる。	B	定期的に練習を行い、各種イベントや、コンクールに出場するなど自助努力が見られる。
	④ 当該補助事業以外にその団体が行う活動の状況においても一定の公益性が認められる。	B	当該補助事業以外の活動は実施していない。
	⑤ 特定の目標・成果の達成に向けて、当該補助金等の交付以外に適当な政策手段がないか、又は当該補助金等の交付が最も妥当な政策手段であると明確に認められる。	A	事業内容は定期的な練習と各種イベントへの出場であるため、他に有効な手段がないと思われる。
	⑥ 補助の対象となる経費が、明確に規定され、その内容は補助目的に照らし、公費を充てるものとして、著しく妥当性を欠くものとはなっていない。	A	少年少女合唱団運営補助金交付要領に明記されており妥当性を欠くものではない。

〈補助金の見直し結果〉

内部評価 (二次) 結果	<p>今後の改革の方向性</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 現状のまま継続</p> <p><input type="checkbox"/> 見直しの上で継続⇒今後の方向性 <input type="checkbox"/> 拡大 <input type="checkbox"/> 他の補助金と統合 <input type="checkbox"/> 補助内容の改善</p> <p><input type="checkbox"/> 休止 <input type="checkbox"/> 移管 <input type="checkbox"/> 縮小</p> <p><input type="checkbox"/> 廃止</p>
	<p>上記方向の理由</p> <p>異年齢の児童生徒が練習や発表等、様々な活動を通じて、合唱の技術力向上とともに豊かな情操教育と音楽水準の向上を図ることができると考えております。</p>
	<p>改革・改善の内容とそれを実施していくための手段・計画</p> <p>さらに会員募集に努め、定期演奏会の実施とともに、イベント等への参加する。</p>

少年少女合唱団運営補助金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、薩摩川内市補助金等交付規則（平成16年薩摩川内市規則第67号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、及び薩摩川内市補助金等基本条例（平成18年薩摩川内市条例第40号。以下「条例」という。）を実施するため、薩摩川内市教育委員会関係補助金等交付要綱（平成19年薩摩川内市告示第 号）第2条の表に掲げる少年少女合唱団運営補助金に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助事業等の要件)

第2条 少年少女合唱団運営補助金に係る補助事業等は、次の各号に定める要件を満たすものでなければならない。

- (1) 合唱団の演奏技術向上並びに活動の拡充を図るものであること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、特に必要と認められる場合。

(補助金の額)

第3条 少年少女合唱団運営補助金の額は、次条に定める経費の合計額（その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とし、予算で定める額以内とする。

(補助対象経費)

第4条 少年少女合唱団運営補助金は、次の各号に掲げる経費について交付する。

- (1) 演奏技術向上に要する講師招聘謝金及び旅費、消耗品、印刷製本費、会場借用に要する使用料等経費。
- (2) 前号に掲げるもののほか、特に必要であると認められる経費についてはこの限りではない。

(交付の申請)

第5条 少年少女合唱団運営補助金の交付の申請に係る、規則第5条の市長が別に指定する日は、毎年9月30日とする。

2 少年少女合唱団運営補助金の交付の申請に係る、規則第5条第3号の市長が必要と認める書類は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 会 則
- (2) 役員名簿
- (3) 前2号に掲げるもののほか、特に必要であると認められる書類。

(交付の基準)

第6条 少年少女合唱団運営補助金の交付の決定は、次の各号のいずれかに該当する場合には、これを行わない。

- (1) 当該補助事業等が第2条の要件を満たさない場合。
- (2) 前号に掲げるもののほか、当該申請者に少年少女合唱団運営補助金を交付することが適当でないと認められる場合。

(実績報告)

第7条 少年少女合唱団運営補助金の実績報告は、規則第15条に定めた書類によりおこなうものとする。

(効果の測定)

第8条 少年少女合唱団運営補助金の効果(条例第4条第2項第1号の効果を行う。)は、次の各号に掲げるものにより行う。

(1) 発表会開催回数

(2) 演奏指術向上のための活動状況

(補助事業者等の責務)

第9条 少年少女合唱団運営補助金の交付を受けた補助事業者等は、本市の文化教育施策の円滑な実施に積極的に協力するよう努めるものとする。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、教育部長が別に定める

附 則

1 この要領は、平成19年4月1日より施行する。

2 少年少女合唱団運営補助金に係る条例第4条第1項の規定による見直しについては、平成21年度において検討を行い、その結果に基づいて、平成22年度において所要の措置を講ずるものとする。

所管部課名	教育委員会 文化課		担当者	園田					
事務事業名	文化振興補助金事業								
根拠法令	薩摩川内市教育委員会関係補助金及び国際青少年音楽祭開催事業補助金交付要領								
補助経過年数	6年以上10年以下								
平成25年度 予算額	国県支出金		その他		一般財源		その他の内容		
	1,620千円		千円		千円		1,620千円		
	指標名			目標値		目標年度			
成果指標①	観覧者の数			1200人		-			
成果指標②	-			-		-			
補助対象者	国際青少年音楽祭実行委員会								
補助対象経費	報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料								
補助対象事業・活動の内容	外国の優れた演奏家等を招聘し、市民に国際感覚と音楽文化に対する意識の高揚を図ることを目的とする。								
	分類	<input type="checkbox"/> 運営補助のみ <input checked="" type="checkbox"/> 事業補助のみ <input type="checkbox"/> 運営補助と事業補助の両方 <input type="checkbox"/> その他							
補助金額又は補助率	予算で定める額以内の補助対象経費の合計額								
補助金額又は補助率の積算方法	事業の計画に基づき積算								
補助を受ける事業（団体）等の 過去3カ年の決算状況	項目		平成22年度		平成23年度		平成24年度		
			金額（円）	割合（%）	金額（円）	割合（%）	金額（円）	割合（%）	
	収入	自己資金		962,000	34.0%	785,550	28.3%	1,118,812	38.3%
		会費収入			0.0%		0.0%		0.0%
		事業収入		912,000	32.2%	705,000	25.4%	759,800	26.0%
		寄付金・その他助成		50,000	1.8%	80,550	2.9%	359,012	12.3%
		市補助金		1,800,000	63.5%	1,800,000	64.8%	1,800,000	61.7%
					0.0%		0.0%		0.0%
		（前年度繰越金）		71,168	2.5%	193,225	7.0%	139	0.0%
	計		2,833,168	100.0%	2,778,775	100.0%	2,918,951	100.0%	
	支出	事業費		2,639,943	93.2%	2,778,636	100.0%	2,752,238	94.3%
		人件費			0.0%		0.0%		0.0%
		その他事務費			0.0%		0.0%		0.0%
					0.0%		0.0%		0.0%
					0.0%		0.0%		0.0%
					0.0%		0.0%		0.0%
		（翌年度繰越金）		193,225	6.8%	139	0.0%	166,713	5.7%
	計		2,833,168	100.0%	2,778,775	100.0%	2,918,951	100.0%	
	支出計/前年度支出計					98.1%		105.0%	
	自己資金/前年度自己資金					81.7%		142.4%	
翌年度繰越金/市補助金			10.7%		0.0%		9.3%		
交付件数			1件		1件		1件		
成果指標の推移①			950人		1,020人		1,050人		
成果指標の推移②			-		-		-		
特記すべき事項等	① 市ホームページやFMさつまを広く活用し広く広報活動を行なった。 ② 該当なし ③ 該当なし ④ 該当なし ⑤ 新聞チラシ、ホームページ、広報誌、ラジオ等 ⑥ 現行のとおり継続すべき事業であるとする。 ⑦ 該当なし								

〈補助金の視点別評価〉

【主管課評価・・・A=合致、B=概ね合致、C=合致しない】

要件	項目	主管課	評価した内容についての説明 (合致しない理由や課題を含む)
公益性	補助の対象となる事業又は補助を受ける団体等の活動が、直接又は間接に、不特定多数の市民の福祉の向上及び利益の増進に寄与している。	A	海外の芸術性の高いアーティストを招聘し、市民が安価な価格で質の高い公演を身近に鑑賞できるなど、市民の文化芸術の振興に寄与している。
必要性	次のいずれかに該当するものである。 ① 特定の目標・成果の達成に向けて、一定の団体等に一定の補助を行うことが直ちに必要であると認められる。 ② 社会的弱者の救済、地域的ハンディの克服等の観点から、当面、補助を通じた行政の支援が必要であると認められる。	A	当該実行委員会は音楽や舞台芸術のほか国際交流事業に精通する者などで構成されており、この団体に補助を行うことが妥当である。
有効性	達成しようとする目標・成果が市民ニーズに合致しており、かつ、その目標・成果の達成に向けて、適切な効果を生じている。(その目標・成果を測るための適当な効果指標の設定がなされている。)	A	観覧者数(入場者数)は市民の文化的ニーズを測るためには、最も適切な指標である。(1イベントあたりの観覧者数)
適格性及び妥当性	① 補助の対象となる事業について、行政が直接実施するよりも、行政以外の者が行う方が適当であると明確に認められる。	A	実行委員会のメンバーはボランティアである。 行政が実施主体となると、人件費を要する。
	② 補助率又は補助額が、明確な根拠によって積算されたものであり、かつ、社会経済情勢に照らし、著しく妥当性を欠く水準とはなっていない。(交付要綱の補助基準)	A	補助金は全て補助対象経費に充てられており、必要経費に応じて、チケット代を安くするなど、市民に利益を還元するような取組みを行っている。
	③ 補助を受ける団体等の活動状況等に照らし合わせて、自助努力がみられるなど、明らかに半永続的・固定的な補助にはならないと見込まれる。	A	企業から賛助金を受けるなど、補助金意外の財源を確保している
	④ 当該補助事業以外にその団体が行う活動の状況においても一定の公益性が認められる。	B	当該補助事業以外の活動は実施していない。
	⑤ 特定の目標・成果の達成に向けて、当該補助金等の交付以外に適当な政策手段がないか、又は当該補助金等の交付が最も適当な政策手段であると明確に認められる。	A	事業はイベント(コンサート等)であるため、他に有効な手段がないと思われる。
	⑥ 補助の対象となる経費が、明確に規定され、その内容は補助目的に照らし、公費を充てるものとして、著しく妥当性を欠くものとはなっていない。	A	国際青少年音楽祭開催事業補助金交付要領に明記されており、市民が安価な価格で質の高い公演を鑑賞できるなど、市民の文化芸術の振興に寄与しているため、公費を充てるものとして妥当である。

〈補助金の見直し結果〉

内部評価(二次)結果	今後の改革の方向性 <input type="checkbox"/> 現状のまま継続 <input checked="" type="checkbox"/> 見直しの上で継続⇒今後の方向性 <input type="checkbox"/> 拡大 <input type="checkbox"/> 他の補助金と統合 <input checked="" type="checkbox"/> 補助内容の改善 <input type="checkbox"/> 休止 <input type="checkbox"/> 廃止 <input type="checkbox"/> 移管 <input type="checkbox"/> 縮小
	上記方向の理由 外国のいろいろなジャンルの音楽に触れ、楽しむ機会を提供し、文化振興に寄与していると思われるが、同様の音楽祭等も含め、内容等と検討していきたいと考えている。
	改革・改善の内容とそれを実施していくための手段・計画 他のイベント等を含め、市民のニーズを把握し、内容等を検討する必要がある。

国際青少年音楽祭開催事業補助金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、薩摩川内市補助金等交付規則（平成16年薩摩川内市規則第67号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、及び薩摩川内市補助金等基本条例（平成18年薩摩川内市条例第40号。以下「条例」という。）を実施するため、薩摩川内市教育委員会関係補助金等交付要綱（平成19年薩摩川内市告示第 号）第2条の表に掲げる国際青少年音楽祭開催事業補助金に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助事業等の要件)

第2条 国際青少年音楽祭開催事業補助金に係る補助事業等は、次の各号に定める要件を満たすものでなければならない。

- (1) 外国の優れた音楽鑑賞や市民との音楽交流を通し、国際感覚と音楽文化に対する意識の高揚を図る目的であること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、特に必要と認められる場合。

(補助金の額)

第3条 国際青少年音楽祭開催事業補助金の額は、次条に定める経費の合計額（その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とし、予算で定める額以内とする。

(補助対象経費)

第4条 国際青少年音楽祭開催事業補助金は、次の各号掲げる経費について交付する。

- (1) 報償費
- (2) 旅 費
- (3) 需用費
- (4) 役務費
- (5) 委託料
- (6) 使用料及び賃借料
- (7) 前各号に掲げるもののほか、特に必要であると認められる経費についてはこの限りではない。

(交付の申請)

第5条 国際青少年音楽祭開催事業補助金の交付の申請に係る、規則第5条の市長が別に指定する日は、毎年9月30日とする。

2 国際青少年音楽祭開催事業補助金の交付の申請に係る、規則第5条第3号の市長が必要と認める書類は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 会 則
- (2) 役員名簿
- (3) 前2号に掲げるもののほか、特に必要であると認められる書類。

(交付の基準)

第6条 国際青少年音楽祭開催事業補助金の交付の決定は、次の各号のいずれかに該当する場合には、これを行わない。

(1) 当該補助事業等が第2条の要件を満たさない場合。

(2) 前号に掲げるもののほか、当該申請者に国際青少年音楽祭開催事業補助金を交付することが適当でないと認められる場合。

(実績報告)

第7条 国際青少年音楽祭開催事業補助金の実績報告は、規則第15条に定めた書類によりおこなうものとする。

(効果の測定)

第8条 国際青少年音楽祭開催事業補助金の効果(条例第4条第2項第1号の効果をいう。)は、国際青少年音楽祭開催による音楽交流の状況及びその参加者数を用いて測定するものとする。

(補助事業者等の責務)

第9条 国際青少年音楽祭開催事業補助金の交付を受けた補助事業者等は、本市の文化教育施策の円滑な実施に積極的に協力するよう努めるものとする。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、教育部長が別に定める

附 則

1 この要領は、平成19年4月1日より施行する。

2 国際青少年音楽祭開催事業補助金に係る条例第4条第1項の規定による見直しについては、平成21年度において検討を行い、その結果に基づいて、平成22年度において所要の措置を講ずるものとする。